

国民健康保険における一部負担金減免について

1. 制度概要

- 保険者は、特別の理由がある被保険者で、通常の一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、減免が可能。（国保法第44条） ※ 条例・規則等の定めは不要
- 減免に要する費用は、保険者負担。

【参考】

- ・ 平成24年4月1日現在において、条例・規則等がある市町村:1,272(全保険者(1,717)の74.0%)
- ・ 平成23年度 減免実績:632,068件 / 減免総額:269億円

2. 財政支援

(1) 国が示す基準に該当する減免については、国の特別調整交付金で減免額の2分の1を交付。

【参考】 財政支援の対象となる「国の基準」とは、以下の①～③を全て満たすもの。

- ① 世帯主及び世帯の被保険者の収入の合計が、生活扶助・教育扶助・住宅扶助の基準(「生活保護基準」)以下である世帯
- ② 世帯主及び世帯の被保険者の預貯金の合計が、生活保護基準の3ヶ月分に相当する額以下である世帯
- ③ ①・②の両方に該当する世帯の被保険者の入院療養に係る一部負担金について、減免を行った場合

(注)一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1ヶ月単位の更新制で3ヶ月を標準としている。

3ヶ月を超えて一部負担金の減免を行った場合でも、引き続き生活が困難と認められ、減免の継続が適当と判断されたものについては財政支援の対象となる。

(2) 減免額が一部負担金総額の3%以上の保険者には、国の特別調整交付金で減免額の80%を交付。